パートナーシップ宣誓しませんか?

7月1日 開始!

パートナーシップ宣誓制度とは?

一方又は双方がセクシュアルマイノリティである二人が、互いを人生のパートナー とし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを市が証明する制度 です。 証明として、パートナーシップ宣誓書受領証を交付します。

市民・事業者の皆さまへ

多様な価値観を尊重し合うことは、誰もが自分ら しく暮らせるまちづくりにつながっていきます。 性の多様性やさまざまな家族のあり方について理 解を深めていただくとともに、事業者の皆さまに は、制度の趣旨をご理解のうえ、この制度を活用 できる機会が増えますよう、ご協力をお願いしま

宣誓できるのはどんな人ですか?

次のすべてにあてはまる人が宣誓できます。

- ① 少なくともどちらか一人がセクシュアルマイノリティであること
- ② 二人とも18歳以上であること
- ③ 少なくともどちらか一人が市民又は市内への転入を予定していること
- ④ 二人とも配偶者(事実婚も含む。)や、他のパートナーがいないこと
- ⑤ 二人が近親者の関係でないこと ※双方で養子縁組をしている場合は宣誓できます。



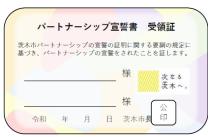
「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」により交付される宣誓書 受領証を持っている方は、茨木市で受領証を取り直す必要はありません。

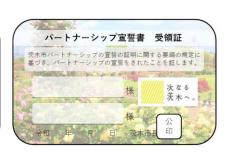
受領証があると、どんなサービスが受けられますか?

市の窓口等で受領証を提示することにより、婚姻関係に準じた取扱い を行う事務があります。対象になる事務は、市ホームページでご確認 ください。民間サービスでの利用については、取扱い可否も含めて、 各サービス提供者にご確認ください。

受領証のデザインは3種類から選べます。







宣誓の方法

事前予約

まずは、電話又は メールで下記問合せ 先までご連絡くださ 日時や場所の調整を

予約日時に、 パートナーと二人で来庁

下記を持参してください。



必要書類

- ✔住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書
- ✔現に婚姻をしていない ことを証明する書類 など



本人確認書類

✔官公署が発行した顔 写真付きの証明書等 (個人番号カード、旅券、 運転免許証など)

パートナーシッ プ宣誓書に必要 事項を記入し、 市に提出

市から**パートナー** 4 シップ宣誓書 受領証を交付

書類の確認等を行い ますので、交付まで 30分~40分程度かか ります。

問合せ

行います。

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課(窓口10-②) 電話 072-620-1640(直通)/メール jinken@city.ibaraki.lg.jp